

警報の発令及び地震等非常災害時の登下校について

令和7年4月14日

警報の状況			家庭での対応
伊丹市に	特別警報	午前7時の時点で 発令中だったら	臨時休業になります。 (その後、解除になっても臨時休業です。)
		在校中の発生	「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」の時と同じです。
	暴風警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風雪警報の いずれかが発令 されている場合	午前7時の時点で 発令中だったら	登校の用意をして「自宅待機」してください。
		午前9時までに解除に なったら	解除になった時点で、安全を確認の上、 登校させてください。 ※午前中授業(12:15下校)で、 給食はありません。
		午前9時の時点で 発令中だったら	「臨時休業」になります。 各家庭で安全に過ごさせてください。
		在校中の発生	通学路の安全を点検し、状況により下校 または学校に待機させます。 ※発令時刻により給食を食べないで下校する こともあります。各家庭でも緊急の下校に備えて ください。 原則として「登校」です。但し、危険が予測され る場合は、ご家庭の判断で「自宅待機」させ、 危険が去ってから登校させてください。
	上記以外の警報	午前7時の時点で発令中で 登校の時刻になっても解除 になっていない時	原則として「登校」です。 但し、危険が予測される場合は、ご家庭の判 断で「自宅待機」させ、危険が去ってから登校 させてください。
	地震	登校前に伊丹市に震度5弱 以上の地震が発生した時	臨時休業です。
在校中の発生		児童を安全な場所に避難させ保護するととも に、通学路の安全、校区内の被害状況を点検 し、状況により下校又は待機させます。	
熱中症特別警戒アラート		兵庫県に「熱中症特別警戒 アラート」が発令された場合	臨時休業です。学校から配信される課題に取り 組めます。 児童くらすぶの利用者には、別途連絡がありま す。